原小学校

いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめに関する基本的な考え方

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されない。また、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題であり、学校教育に関わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の緊急性と重要性を再確認し、今、いじめに苦しみ悩んでいる子どもたちのために、「いじめ」のサインを早期に発見し、迅速に対応しなくてはならない。

1　子どもたちの状況

（1）学校・家庭・地域社会の様々な要因によって不安やストレスなどが重なり、そのはけ口としていじめが発生したり、相手の人権を大切にする意識に欠け、自分との違いを柔軟に受け止める余裕がないことで、いじめが発生する傾向がある。

（2）いじめが発生すれば、自分たちの力で解決するなどの子ども自身の自浄能力や集団の自浄作用が弱くなり、いじめられる立場に立たされることを心配して、いじめに関わりたくないと思う傾向が強い。

（3）子どもたちの集団の中には、その集団のルールがあり、そのルールに反した言動をとった場合に非難されたり、その集団から切り捨てられたりするケースが非常に多く、これが原因で深刻な問題に発展することがある。

（4）インターネットや携帯メールでの誹謗中傷など、心理的ないじめ問題が多発して　おり、これまで以上にいじめが見えにくく、広範囲に拡がっている。

2　いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法＞

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

注１：「一定の人間関係にある」とは、同じ学校・学級や部活動、当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあること指す。

注２：「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品を要求されたり、物を隠されたりすることなどを意味する。

注３：発生場所は、学校の内外を問わない。

「いじめ防止等のための基本的な方針」より

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に深刻さを判断するのではなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

3　いじめの特徴と態様

（1）いじめの構造

いじめは、次のような「四層構造」になっている。

■1　いじめを受けている子ども（被害者）
■2　いじめている子ども　　（加害者）
■3　周りではやし立てる子ども（観　衆）
■4　見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

加害者以外の子どもも、結果としていじめを助長していることになり、加害者と同じ立場に立っていると判断される。また、加害者と被害者が逆転するケースや観衆や傍観者が被害者と入れ代わることもよく見られる。

傍観者が加害者を注意して止めたり、教師にすぐ連絡したりできるような雰囲気をもつ集団づくりと、正義が認められる仲間づくりを着実に進める必要がある。

（2）いじめを受けている子どもの気持ち

①「自尊心を傷つけられたくない」「親に心配をかけたくない」「告げ口したことでさらにいじめられるのではないか」等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多い。
②屈辱をこらえ、平静を装ったり、意識的に明るく振る舞うことがある。
③自分にも原因があると自分を責め、自分の存在を否定する気持ちになることがある。
④ストレスや不安な気持ちを他の子どもに向け、いじめる側に立つことがある。

（3）いじめている子どもの気持ち

①いじめの深刻さを認識せず、からかいやいたずら等の遊び感覚や軽い気持ちでいじめていることが多く、相手をいじめることで無意識に自分の不満を解消しようとしている。
②自分がいじめの被害者にならないように、意識的にいじめる側に加わる。
③いじめられる側にも原因や問題があると意識することで、いじめの行為を正当化する。

（4）具体的な態様

①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、等を言われる。
②仲間はずれ、集団により無視する。
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
④金品を要求される。
⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑥恥ずかしい事、危険な事等をされたり、させられたりする。
⑦インターネットやメール等で誹謗中傷される。また、無断で写真や動画を投稿される。
※いじめの内容が次第にエスカレートし、悪質化・陰湿化していく傾向がある。

4　いじめに関する基本的な認識

（1）いじめはどこでも起こり得る問題である

①どの学校においても、どの子も、いじめられる子、いじめる子になり得るという認識をもち、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

（2）いじめは人として絶対に許されない行為である

①「いじめは人として絶対に許されない」との強い認識をもち、いじめられている者を学校として守り通す立場をとり、毅然とした態度で指導する。

②いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるという認識をもたせる。

③命や人権に関わる問題として受け止め、解決を確認できるまで指導する。

④いたずらやけんかと受け止めず、いじめは卑劣な行為であるとの認識を徹底する。

（3）いじめを受けている子どもの立場で考える

①いじめられる側にも課題や問題があるという意識は持たない。

②被害者の子どもの気持ちを重視し、その子どもの立場に立った指導を行う。

③先入観で、子どもの人間関係を強者、弱者と一元的に判断せず、人間関係を多面的に捉えるよう努め、いじめの実態を的確に把握する。

（4）根気強く継続的な対応を心がける

①いじめは、子どもの健全な成長と発達を阻害する重要な問題として受け止め、未然防止や早期発見と解消に努める。

②いじめ問題は、解決したように見えても、別の形でいじめが再発する場合もあることから、継続観察と継続指導に努める。

③いじめの対応には、教職員の子ども観や子どもとの関わり方、指導のあり方が重要であるので、日々研修に努める。

（5）周囲と連携して対応にあたる

①いじめの発生が疑われたり、発生したりした場合は、生徒指導担当や管理職などに報告し、学校全体の問題として、いじめ防止対策委員会をもち、組織的に調査・指導・解消に向けた対応を行う。

②いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるように、日頃から連絡を密にとり、信頼関係づくりに努める。

③カウンセラーや関係機関との連携を図り、学校や先生がしっかり守ってくれるという集団の雰囲気づくりと安心できる学校環境づくりに努める。

Ⅱ　いじめ問題の対応について

～いじめ防止対策委員会～

1　学校における取組の充実

（1）いじめ問題克服に向けた基本的な方向

いじめ克服の基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、児童の成長を促すことが必要であり、学校においては、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。このことを前提として以下の４点を基本的な方向とする。

――いじめ問題の克服に向けた基本的な方向――

（1）自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。　～「**個の成長**」～

（2）児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～「**豊かな人間関係**」～

（3）いじめの問題に組織的に取り組む　～「**組織的な取組**」～

（4）いじめ問題に対する正しい理解の普及啓発に努める。　～「**いじめ問題への理解**」～

（参考）『兵庫県いじめ防止基本方針』より

○学校・家庭・地域の役割を明確にし、県民総かかりでいじめに対峙する基本的な方向を明示

○兵庫体験型教育など教育活動全体を通じた豊かな心の育成を踏まえ、本県のいじめ対応施策を整理

（2）組織

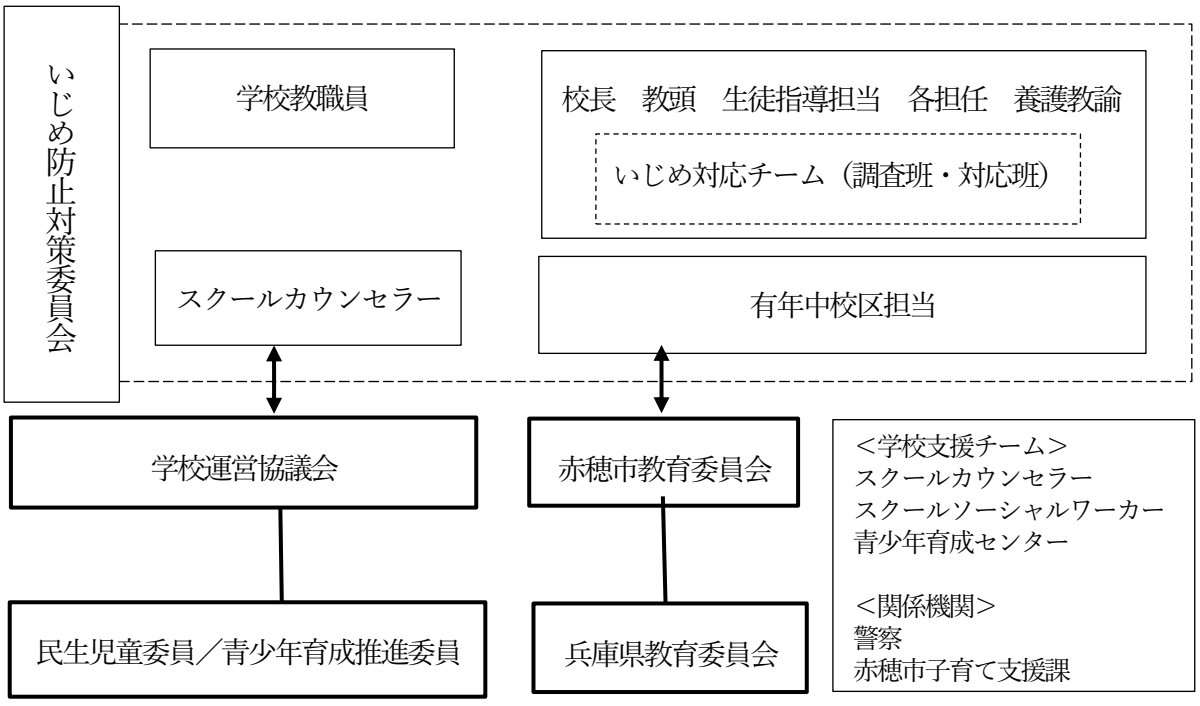

【　いじめ防止等の対策のための組織の機能　～組織的な取組から～　】

（学校）学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止・早期発見・早期対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

（家庭）悩みを打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は、相手の立場に立ってどうすべきかを共に考える。

（地域）いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

（3）学校における未然防止・早期発見・早期対応に向けた具体的な取組

未然防止　○学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
○いじめに対する正しい理解
○感染症等に関する不当な偏見や差別、いじめなどに対する正しい理解
○互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
○児童や学級の状況の把握
○校内研修の充実

早期発見　○教職員の対応力の向上
○職員間での児童の様子に関する情報共有
○日常的な実態把握
○いじめアンケートの実施（月に１回実施する）
○児童との面談（月に１回実施する）
○相談しやすい環境づくり

早期対応　○認知後、決して一人で抱え込まない迅速な報告
○いじめ防止対策委員会による組織的な対応
○いじめを受けている児童及び保護者への支援
○いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言
○周囲の児童への指導
○教育委員会との連携

2　学校・家庭・地域社会の連携

（1）家庭との連携を進める

〇問題発生時の家庭訪問は、複数の教師で実施する。（日常的な家庭訪問は除く）

〇保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校の考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢をもつ。

〇いじめの事実関係などの情報を正確に伝え、学校の取組への理解を求める。いじめられている児童生徒と保護者の立場で説明する。

〇児童の交友関係、生活の様子などについて、保護者と情報を共有する。

〇家庭のプライバシーの保護に十分留意する。

〇児童生徒に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡するなど、きめ細やかな対応に努める。

〇学校ホームページで、「原小いじめ防止基本方針」を周知する。

〇地区懇談会・個別懇談会・学級懇談会等の機会を活用し、いじめ対策に対しての保護者や地域への啓発を図る。

（2）地域社会との連携を進める

〇地域との懇談会や地域行事を通して、地域との協力体制を築き、初期段階でいじめに関する情報が入るよう努める。

〇学校行事に地域の積極的な参加を求めると同時に、地域の教育力を生かす活動を創造し、日ごろから「開かれた学校づくり」に心がける。

〇地域からの情報には速やかかつ丁寧に対応し、信頼関係を築く。

（3）関係機関との連携を進める

〇日頃から指導・助言を得たり、情報交換を実施したりするなど、協力関係を築く。

〇相談機関との連絡窓口を明確にし、担当者・学級担任・保護者間の連絡が円滑に行えるようにしておく。

〇相談内容や学校の方針について、いじめ防止対策委員会等による組織的な共通理解に努める。

〇必要があれば、中学校区スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談等を実施できる旨を周知しておく。

〇学びの環境を維持するための適応教室での利用を勧める。

3　重大事態への対応

（1）重大事態とは

いじめ防止対策推進法第２８条第１項より

ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(児童生徒が自殺を企図した場合等)

イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

（2）重大事態の取扱いについて

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底する。

・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。

・被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

（3）重大事態への対応

①学校の設置者（赤穂市教育委員会）に重大事態の発生を報告

→学校が調査主体の場合（②へ）

②学校の下に、重大事態の調査組織を設置

③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

⑤調査結果を学校の設置者に報告

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

原小学校　いじめ防止基本方針

令和７年　４月改訂

赤穂市立原小学校